⑶　⑴の概要図には、⑵の「番組送出設備」、「中継回線設備」及び「放送局の送信設備」の放送法第121条第１項（特定地上基幹放送局を用いて行われる基幹放送にあつては、同法第111条第１項及び第121条第１項）の基準のうち技術基準（同法第111条第２項及び第121条第２項に係るものに限る。）への適合性に係る説明について、次の事項を付記すること。

［ア・イ　略］

⑷　⑴の概要図には、電気通信設備の一部を構成する設備の設備等維持業務を他人に委託する場合にあつては、委託先の氏名又は名称、委託して行わせる設備の範囲及び業務の範囲を明確にして付記すること。

⑸　［略］

⑹　［略］

21　20の欄は、次により記載すること。

⑴　19の欄の概要図で示した設備のうち、地上基幹放送の業務の用に供する基幹放送局設備に該当する設備として、基幹放送局の無線設備及び放送法施行規則第３条第１号に規定する番組送出設備（中継回線設備を含む。）の全部又は一部を記載するとともに、放送法第２条第24号に規定する基幹放送局提供事業者とそれ以外の者との間の分界点を明確にして付記すること。

［⑵　略］

22　21の欄は、次により記載すること。

⑴　設備等維持業務を確実に実施することができる体制を記載すること。

⑵　設備等維持業務を確実に実施するために整備している規程について、その名称と概要を記載すること。

⑶　設備等維持業務の実施の状況を監督する責任者の氏名、略歴等を記載すること。設備等維持業務に従事する者が当該設備等維持業務を確実に実施することができる実務経験等の能力を有していることを証する書類を添付すること。

⑷　設備等維持業務を他人に委託する場合には、放送法施行規則第123条の７に規定する措置の内容を記載すること。

⑸　［略］

⑹　［略］

23　22の欄は、事業計画等の欄の事項について、次の表の区別に従い、「別紙⑴～⑼、⒀～⒃に記載のとおり」のように記載し、（別紙）の該当する□にレ印を付け、別紙を別葉として提出すること。ただし、同表の右欄の注により当該別紙の提出を省略する場合は、「事業計画等の欄の記載は、何基幹放送局に同じ」、「事業計画等の欄の記載は、別紙⑺に記載のとおり、別紙⑴～⑹、⑻～⑽、⒀～⒃については何基幹放送局に同じ」のように23の欄に記載すること。

区　別	提出する別紙	備　　考
１　免許の申請の場合	⑴　（注１）（注２）（注５）（注10） ⑵　（注１）（注２）（注３） ⑶　（注１）（注２）（注３）（注10） ⑷　（注１）（注２）（注３）（注10）（注12）	（注１）　当該別紙に記載する内容の全部が同一の免許人に属する他の基幹放送局のものと同一であり、かつ、当該他の基幹放送局についてその全部を記載した場合は、提出を省略することができる。

⑶　⑴の概要図には、⑵の「番組送出設備」、「中継回線設備」及び「放送局の送信設備」の放送法第121条第１項（特定地上基幹放送局を用いて行われる基幹放送にあつては、放送法第111条第１項及び第121条第１項）の技術基準への適合性に係る説明について、次の事項を付記すること。

［ア・イ　同左］

［新設］

⑷　［同左］

⑸　［同左］

21　［同左］

⑴　19の欄の概要図で示した設備のうち、地上基幹放送の業務の用に供する基幹放送局設備に該当する設備として、基幹放送局の無線設備及び放送法施行規則第３条第１号に規定する番組送出設備（中継回線設備を含む。）の全部又は一部を記載すること。

［⑵　同左］

22　［同左］

⑴　基幹放送の業務に用いられる電気通信設備について、放送法第121条第１項（特定地上基幹放送局を用いて行われる地上基幹放送にあつては、同法第111条第１項及び第121条第１項）の技術基準に適合するように維持するための運用・保守等の業務（以下この別表において「設備維持業務」という。）を確実に実施することができる体制を記載すること。

［新設］

⑵　設備維持業務に従事する者の実務経験等を記載すること。

［新設］

⑶　［同左］

⑷　［同左］

23　［同左］

区　別	提出する別紙	備　　考
１　［同左］	［同左］	（注１）　当該別紙に記載する内容の全部が同一の免許人に属する他の基幹放送局（無線設備の設置場所が申請に係る基幹放送局の無線設備の設置場所を管轄する総合通信局の管轄区域内にあるものに限る。以下この表において